

令和7年3月7日
財 務 部

唐津市入札参加有資格業者の指名停止措置について

パナソニックEWエンジニアリング(株)九州支店を指名停止としました。

1 指名停止対象業者

パナソニックEWエンジニアリング(株)九州支店(福岡市中央区薬院3-1-24)

(本社:大阪府大阪市中央区域見2-1-61)

工事:電気工事-A級

役務:建物等保守管理、その他保守管理

物品:電気器具類

2 指名停止期間

3月10日から5月9日まで 2か月

3 指名停止理由

パナソニックEWエンジニアリング(株)は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。また、同法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。このことが、同法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、国土交通省近畿地方整備局から令和7年1月31日付けで、営業停止処分(22日間)及び指示処分を受けたため。

4 指名停止措置の根拠

同社は、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱別表第2第11項(建設業法違反行為)に該当する。

指名停止期間については、(短期)1か月以上(長期)9か月以内の範囲で措置することとなり、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置基準第4条第2項第4号(建設業法に規定する営業停止に該当するとき)の加算条項に該当するため、短期1か月に1か月を加算し、2か月とする。

同社は物品購入等の競争入札参加資格を有するため、唐津市物品購入等契約に係る指名停止等の措置要綱第2条第4項に基づく措置を行う。

- 5 令和4年度～令和6年度発注実績
- | | | |
|-------|----|-------------|
| 令和4年度 | 2件 | 10,629,300円 |
| 令和5年度 | 1件 | 377,300円 |
| 令和6年度 | 1件 | 427,900円 |

(本件の問い合わせ先)

財務部 契約管理課

担当:松尾、服部

電話:直通72-9240 (内線1361)